

# 東実連の福祉共済制度

(災害割増特約付団体定期保険＋総合生活保険)  
平成29年度版(慶弔見舞金付)

## 特徴

- ① 団体割引(契約規模に応じた割引率)・損害率による割引が適用されているため、割安な掛金で充実の保障(補償)が得られます。
- ② 病気死亡から急激かつ偶然な外来の事故によるケガにいたるまで幅広い保障(補償)が得られます。
- ③ 福利厚生制度の充実が図れます。
- ④ 医師の診査は不要で、簡単な告知のみでお申込みいただけます。
- ⑤ 契約は、1年ごとの更新ですので、毎年保障(補償)額の見直しができます。

## お申込コースと月額掛金

保険金 給付金 種類	コース	Aコース		Bコース		Cコース	特別コース
	会員区分	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	特別会員
	月額掛金	1,000円	1,600円	2,200円	2,800円	3,400円	3,800円
<b>死亡保険金</b> (病気により死亡したとき)		<b>100</b> 万円	<b>200</b> 万円	<b>300</b> 万円	<b>400</b> 万円	<b>500</b> 万円	<b>100</b> 万円
<b>高度障害保険金</b> (病気・事故により別表の高度障害状態になったとき)							
<b>死亡保険金+災害(死亡)保険金</b> (急激かつ偶然な外来の事故によるケガで死亡したとき)		<b>150</b> 万円	<b>300</b> 万円	<b>450</b> 万円	<b>600</b> 万円	<b>750</b> 万円	<b>150</b> 万円
<b>高度障害保険金+災害高度障害保険金</b> (不慮の事故により高度障害状態になったとき)		<b>130</b> 万円	<b>260</b> 万円	<b>390</b> 万円	<b>520</b> 万円	<b>650</b> 万円	<b>130</b> 万円
<b>後遺障害保険金</b> (急激かつ偶然な外来の事故によるケガで 後遺障害が生じたとき)		後遺障害の程度に応じて(損害保険契約から支払われる災害死亡保険金額の)4%~100% *後遺障害保険金の支払区分表には労働者災害補償保険(政府労災)に準じた障害等級表を用います					
<b>災害入院保険金日額(*)</b> (急激かつ偶然な外来の事故によるケガ 入院1日につき、ただし180日を限度とする)		<b>300</b> 円	<b>600</b> 円	<b>900</b> 円	<b>1,200</b> 円	<b>1,500</b> 円	<b>300</b> 円
<b>災害通院保険金日額</b> (急激かつ偶然な外来の事故によるケガ 通院1日につき、ただし、90日を限度とする)		<b>200</b> 円	<b>400</b> 円	<b>600</b> 円	<b>800</b> 円	<b>1,000</b> 円	<b>200</b> 円

(\*)手術保険金のお支払い額は損害保険契約の入院保険金日額の5倍(入院中以外の手術)または10倍(入院中の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払の対象外の手術があります。

## 制度の利点

### 福利厚生制度の充実

事業所として本制度を採用することで、労災保険の上乗せとしても役立ち、弔慰金・見舞金制度が一層充実されます。

### 財政の健全化

役員および従業員の死亡または、急激かつ偶然な外来の事故によるケガに伴う不測の出費は、事業経営上の大きなマイナスです。事業所として本制度を採用することで不測の出費による経営の圧迫という事態も回避できます。

### 人材の確保

優秀な人材確保に本制度は大きな力を発揮します。

## 加入・増額の資格

東京実業連合会の会員事業所の役員および従業員で、お申込日およびご加入日現在、健康で正常に勤務または就業している方(職種級別 A(事務従事者等)の方に限ります。)

○職種級別 A に該当する方:「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別 B に該当しない方

○職種級別 B に該当する方:「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱、採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」(以上、6職種)

<加入(増額)申込時の告知について>(生保)

過去1年以内に病気やケガで手術を受けたこと、または継続して2週間以上にわたり医師の治療・投薬を受けたことがある方は、ご加入(増額)いただけない場合がありますので告知すべき事項がある場合には、所定の告知書を提出ください。

※本制度の加入(増額)申込に際しては、被保険者の同意が必要です。同意確認は、被保険者の加入(増額)申込書への記名・押印により行わせていただきます。

### 加入者の満年齢

平成29年4月1日現在

**Aコース** ➡ 15歳6カ月超～70歳6カ月以下

**Bコース** ➡ 15歳6カ月超～65歳6カ月以下

**Cコース** ➡ 15歳6カ月超～55歳6カ月以下

### 更新加入

①Bコースで65歳6カ月超となった時→Aコースへ

②Cコースで55歳6カ月超となった時→AコースまたはBコースより選択できます。

③特別コースには、65歳6カ月以下で加入された方が70歳6カ月超となった時お申し出により75歳6カ月まで加入できます。

※①②への変更は毎年4月1日付で行います。

## 保険期間

保険期間は平成29年4月1日午前0時から平成30年3月31日まで(損害保険契約(総合生活保険)は平成29年4月1日午後4時から平成30年4月1日午後4時まで)の1年間で、解約・脱退のお申出がない限り翌年更新します。なお、中途加入者につきましては保障(補償)開始日から平成30年3月31日まで(損害保険契約は平成30年4月1日午後4時まで)で、毎年4月1日付で、以降1年間の契約として更新されます。

なお、災害割増特約付団体定期保険契約(生保)の更新にあたっては、主たる被保険者の数が所定の被保険者数と加入率(加入資格を有する方のうち、加入者の割合)を満たすことが必要です。平成30年度の更新時に主たる被保険者の数が、所定の被保険者数と加入率のいずれかを下回った場合、災害割増特約付団体定期保険契約が更新されないことがあります。

また損害保険契約(総合生活保険)の更新につきまして、現在ご加入の方につきましては、上記募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。

## 慶弔見舞金等の給付一覧

会社の社長をはじめ、役員や社員の方々の  
慶弔見舞金等の給付をお助け致します。

\* 会員及び家族の慶弔禍福等に対して給付を行います。

(単位：円)

給付種類		加入期間	6カ月以上 3年未満		3年以上	
結婚祝金	会員		20,000	50,000		
	会員の子		10,000	20,000		
出産祝金	会員		10,000	30,000		
	配偶者		10,000			
入学祝金	小・中学校入学		10,000			
成人祝金	会員		10,000			
銀婚祝金	会員		10,000	20,000		
金婚祝金	会員		20,000	50,000		
弔慰金	配偶者		10,000	50,000		
	家族		10,000	20,000		
	会員の配偶者の実父母		10,000			
疾病 見舞金	会員	休業7日以上30日未満	10,000	20,000		
		休業30日以上	15,000	30,000		
	家族	入院7日以上30日未満	10,000	15,000		
		入院30日以上	15,000	20,000		
災害入院通院見舞金		保険会社の保険金額日額と同額（但し、入院・通院通算で60日を限度）				
脱退見舞金		会員で75歳となり、自然脱退となった場合、次の区分による「脱退給付金」を支給します	会員期間	給付金	会員期間	給付金
			10年以上 20年未満	35,000	20年以上	80,000

平成25年10月1日制定

## 中途加入の場合の加入日(保障(補償)開始日)

- 加入日は毎月1日です。
- 当事務局に毎月10日までに申込みのあった分については、翌月6日に第1回掛金を預金口座より引き去り、翌々月1日が加入日となります。(例)1月10日までに申し込みされた場合、2月6日に第1回掛金を預金口座より引き去り、3月1日が加入日となります。

## 掛金の払込方法

掛金は指定金融機関の加入事業主の預金口座から、毎月6日に翌月分掛金として自動的に引き去られます。掛金収納事務は、(株)株式会社セディナに委託します。平成29年4月1日に合わせて加入する場合、2月10日申込締切日、保険料引落し開始は3月となります。

- (注) 1.初回掛金が口座振替不能となった場合は申込を取り消し致します。  
2.加入後の口座振替不能となった場合には、翌月に2ヵ月分の口座振替を行います。2ヵ月連続して振替不能の場合には、第1回振替不能日の当月末日付脱退の手続きを致します。  
3.申込後に預金口座の変更があった場合は、速やかに事務局迄ご連絡ください。  
4.掛金は口座振替により自動的に引き去られますので、万一、脱退後の掛金を引き去りした場合は、別途払戻致します。

## 加入・脱退手続きおよび保険金・給付金の請求

加入・脱退手続きおよび保険金・給付金の請求は、所定の用紙によって行ってください。

なお、脱退届は、速やかに提出してください。

保険金等の請求の権利は3年間ご請求がないときには消滅します。

(生保)死亡保険金(災害保険金)受取人[高度障害保険金(災害高度障害保険金)受取人]を被保険者の遺族以外[被保険者本人以外]に定めた場合には、死亡保険金・災害保険金[高度障害保険金(災害高度障害保険金)]の請求に際し、被保険者の遺族[被保険者本人]の了解が必要となります。

了知は死亡保険金(災害保険金)請求書[高度障害保険金(災害高度障害保険金)請求書]の了知欄への被保険者の遺族[被保険者本人]の署名・捺印により行わせていただきます。

## 被保険者への同意確認について

(生保)事業主負担全員加入型は、福利厚生制度等に基づき事業主が保険料を負担し保険金を受取る制度ですが、加入に際しその被保険者の同意が必要となります。

当該保険制度の運営にあたり、保険契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等)[以下、個人情報]を取り扱い、保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。また、保険契約者は、当該保険制度の運営において入手する個人情報を、事務手続きのために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を、①各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払、②関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供・ご契約の維持管理、③生命保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、④その他保険に関連・付随する業務のために利用(注)し、また、保険契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き保険契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。また、引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。

## 保険金受取人の変更について

すでに当制度にご加入の方で、死亡保険金受取人を変更される場合は、「保険金受取人変更通知書」で別途お手続きください。なお、「加入申込書」で死亡保険金受取人の変更をお手続きいただくことも可能ですが、その際の死亡保険金受取人の変更日は、加入申込書記載の「加入(変更)日」となります。

すべての被保険者について、遺言により死亡保険金の受取人を変更することはできません。

## その他

被保険者の保険契約者または保険金受取人に対する信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由がある場合等において、被保険者は保険契約者に対し、その被保険者の部分の解除を請求することができます。(保険法第58条、第87条)

## 引受保険会社

### 【引受生命保険会社】

- ジブラルタ生命保険株式会社(45%)(事務幹事会社)
- 富国生命保険相互会社(35%)
- 第一生命保険株式会社(9%)
- 日本生命保険相互会社(6%)
- 太陽生命保険株式会社(5%)

### ■お問合せ・お申込先

一般社団法人 **東京実業連合会** 福祉事業部  
〒103-0004

東京都中央区東日本橋3-4-10 アクロポリス21ビル2F

TEL(03)5652-8030 FAX(03)5652-1880

引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が引受割合の範囲において削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

### 【引受損害保険会社】

- 東京海上日動火災保険株式会社(100%)
- 上記の数値は平成29年4月1日現在の引受割合です。

#### <損害保険の引受について>

- 代理店：株式会社保険代行者  
住所：東京都目黒区中目黒2-10-15 電話：03-3713-8331
- 保険会社：東京海上日動火災保険株式会社  
広域法人部法人第二課  
住所：東京都千代田区三番町6-4 電話：03-3515-4151

16-T24871 2017年3月作成  
Gi-団-2017-083(2017.5.16)

**記載の内容は福祉共済制度のパンフレットを一部抜粋したものです。ご加入にあたってはパンフレット(加入勧奨資料)契約概要・注意喚起情報・重要事項説明書を必ずご覧ください。**